

米国に無査証で入国(通過)するためには、下記の条件を全て満たしている事が必要となりますので下記、「査証免除のための条件」をお読み下さい。下記条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合には、査証を取得してください。


査証免除の条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国拒否される場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

米国に無査証入国できる要件を『査証免除プログラム(VWP/Visa Waiver Program)』と言います。

査証免除のための条件

(重要) 査証免除プログラムの要件にていて、変更が発表されています。下記の方は査証取得が必要。(2016年6月23日現在)

- ① イラン・シリア・イラク・スーダンの二重国籍者
- ② 2011年3月以降、イラン・シリア・イラク・スーダン・リビア・ソマリア・イエメンへ渡航・滞在歴のある方(公務目的は除く)

国籍	日本、韓国、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルネイ、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、台湾、チリ
入国目的	観光・短期商用・通過
滞在日数	90日以内(入国後の延長及び滞在資格の変更及び米国指定の隣国からの再入国での延長もできません。)
旅券	有効な IC 旅券(e-passport)※1または機械読取式旅券※2 ※1 旅券の表紙に IC 旅券を示す国際基準の右記マークがあります。  ※2 旅券の写真付 ID ページの下にアルファベット、数字、記号が 2 行で印刷されているもの ※3 アンドラ、サンマリノ、ブルネイの旅券所持者は、米国出国予定日+6ヶ月以上有効な旅券が必要。 ※4 臨時、緊急旅券はデジタル写真と IC 旅券(e-Passport)の条件が免除されるが、機械読取式旅券でなければならない。但し、ドイツの臨時、緊急旅券では査証免除プログラム(VWP)は、利用不可のため、査証取得が必要。
航空券又は乗船券	※ 往復航空※(乗船)券(復路は搭乗日が未定のものや空席待ちであっても可能)又はカナダ、メキシコ、バミューダ、カリブ諸島以外の地域を最終目的地とする航空(乗船)券をお持ちの方Eチケットのお客様控で代用可能です。
利用航空(船)会社	入国の際、査証免除プログラム(VWP)に参加している航空会社・船会社を利用する必要があります。ほぼ全ての航空会社・船会社が参加しています(日本発の定期便は全て参加しています)。 ◎日本発定期便(2016年4月18日現在) ※ 日本航空、全日空、ユナイテッド航空、アメリカン航空、デルタ航空、ハワイアン航空、大韓航空、シンガポール航空、チャイナエアライン、個人所有や公用等の航空機・船舶で入国する場合は査証免除の対象になりません。
適用条件	1. 米国無査証入国に対する質問書の設問2に該当しないこと。 2. 過去に査証免除プログラム(VWP)で入国しオーバーステイしたことがないこと。
適用地域	米国本土、ハワイ、グアム、北マリアナ諸島、アラスカ、プエルトリコ、米領バージン諸島
その他	1. 渡航前に電子渡航認証システム(ESTA/エスタ)による渡航認証の取得が必要。(本ページ下部を参照ください)。 2. カナダ、メキシコから陸路で米国入国する場合、上記条件を満たし、I-94Wを提出すれば査証不要。 3. 米国を通過して、カナダ、メキシコ、バミューダ、カリブ諸島での滞在を含む全期間が90日以内であれば査証不要(交通手段を問わない)

米国渡航前に電子渡航認証システム(ESTA/エスタ)による渡航認証の取得が必要

2009年1月12日以降に査証免除プログラム(VWP)を利用し、無査証で米国へ渡航・通過する全ての方(乳幼児も含む)は、電子渡航認証システム(ESTA)による認証を取得することが義務づけられます。認証の有無は、米国へ出発する際の航空(船)会社のチェックイン時に確認され、取得していない場合、搭乗(乗船)をすることはできません。

ただし、以下の方は、認証取得は不要です。

- 1. グアム査証免除プログラムを利用する方
日本、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ国籍の方で、グアムに15日以内滞在する方は利用可能。
- 2. 陸路で米国に入国する方
- 3. 米国入国に際し査証が必要な方

なお、2009年1月12日以前に入国する場合でも任意で認証取得が可能です。詳細は次頁をご覧ください。

米国:電子渡航認証システム(ESTA)について

電子渡航認証システム(ESTA)の概要をお知らせします。ESTA 渡航認証は米国当局のウェブサイトから申請できます。

<いつから ESTA 渡航認証の取得が義務付けられますか？>

2009年1月12日以降に米国に入国する方は渡航認証の取得が必要です。これ以前に入国する場合も取得することが可能です。

<ESTA 渡航認証はどのように申請・取得するのですか？>

インターネットを通じて米国当局のウェブサイト(<https://esta.cbp.dhs.gov>)にアクセスし、その画面上で申請手続きします(携帯電話からのアクセス不可)。渡航者ご本人様が申請・取得することが困難な場合、家族、知人が代わって申請することも可能です。申請時に必要な情報は、旅券情報、渡航情報※(搭乗地、利用航空会社、米国滞在先)、申請者情報(Eメール※、米国入国条件を満たしているか)です。ウェブサイトは、日本語ページが選択できますが、必要な情報は英字で入力します。※申請に際し、必須項目以外の入力は必須ではありません。クレジットカードによる申請・取得費用の決済が必要となります。

<ESTA 申請が認証されるまでにどのくらいの時間がかかりますか？>

ウェブサイト上で必要事項を入力後、すぐに画面上で認証を取得できる場合もあれば、保留や拒否の回答が画面に表示される場合もあります。回答が保留の場合、72時間以内に再度ウェブサイトへアクセスし「状況確認」を行います。回答が拒否の場合、米国への渡航を希望される場合、米国大使館・領事館で査証申請・取得が必要です。米国当局は渡航予定が決まったら、なるべく早く申請・取得することを案内しています。渡航直前に申請し、回答が保留や拒否の場合、出発日までに認証が取得できない(認証拒否された方は取得まで時間を要することが予想されます)、といった状況となり渡航できなくなる可能性が高まりますので、余裕を持って申請する必要があります。なお、認証拒否や査証取得ができない(間に合わない)等の理由で旅行商品をキャンセルされる場合、所定の取消料が発生します。

<ESTA 申請に料金がかかりますか？>

2010年10月15日現在、米国当局は、認証の申請・取得に際し14USドルを収受しています。

<ESTA 渡航認証を取得し忘れた場合、どうなりますか？>

認証の有無は航空機(船舶)のチェックイン時に航空機(船舶)の係員によって確認されます。認証がない場合は、搭乗(乗船)できないため。その場で申請することになりますが、申請する時間がない場合や取得できなかった場合、予定した航空機(船舶)に搭乗(乗船)できない可能性があります。お客様自身で認証を申請・取得される場合、取得漏れのないよう十分ご注意ください。お客様自身で申請・取得される場合、弊社は取得漏れに対する責任を負うことができません。

<ESTA 渡航認証を取得すると、その証明書が発行されますか？>

証明書は発行されません。認証が取得できた場合、ウェブサイト上で<渡航認証許可>という画面が表示されるので、その画面をプリントアウトし、ご自身の「控え」とします。プリントアウトは、義務ではありませんが、おすすめいたします。

<取得したESTA渡航認証に有効期限はありますか？>

取得した日から2年間、又は現存の旅券の有効期限が切れるまで、いずれか早いほうの日まで有効です。なお、次回の米国渡航の際、認証の有効期間中であっても旅券に記載された情報に変更がある場合、新しく認証を申請・取得する必要があります。

<ESTA 渡航認証を取得したが、米国渡航予定がなくなった場合はどうすべきですか？>

特に手続きは不要です。ただし、次の米国渡航には今回取得した認証の情報(名前、旅券番号)に変更がないか、認証の有効期限が切れていないか、等を確認する必要があります。

<ESTA 申請が拒否されました。再申請することはできますか？>

ESTA申請が拒否された場合、10日後にESTAを再申請することができますが、前回の申請時から状況が変わらない限りESTAによる資格を満たすことはできませんので、渡米のためには、大使館・領事館でビザを申請しなければなりません。なお、ESTA認証を取得するために偽の情報で再申請した場合は永久に渡米できなくなります。

<第3国へ渡航する途中で米国を通過する予定ですが、それでもESTA認証が必要になりますか？>

はい。VWPを利用してビザなしで米国を通過するのであれば、2009年1月12日以降はESTA渡航認証が必要です。

注 意 事 項

- 取得したESTA渡航認証は、査証免除プログラムに基づいた渡航資格があることを証明するもので、米国入国を保証するものではありません。米国到着時に入国地で税関国境警備局審査官の審査を受け、入国可否が決定します。何らかの理由により入国拒否と判定されることもあります。
- ESTA渡航認証を申請し、回答が、拒否の場合でも、渡米のための査証申請できないということではありません。
- ESTA渡航認証を申請する際、故意による重大な偽り、虚偽の申告または詐称を行った場合、行政処分や刑事処分をうけることがあります。
- ESTA渡航認証取得後、その認証に影響を与えるような新しい情報がある場合等、何らかの理由により米国当局に認証を取り消されることがあります。
- 弊社におきましては、代行申請は行っておりませんのでご了承下さいませ。なお、インターネットより代行申請業者にて申請することもできますがお客様ご自身の責任においておこなって下さい。